

## 第2章 産業廃棄物処理施設指導要綱の改正関係についての調査報告

### 1 事件の概要

本事件は、平成18年4月5日に村岡功（神戸市議員）の逮捕により発覚し、平成18年4月25日に以下の公訴事実により起訴されたものである（罪名：あっせん収賄（刑法197条の4））。

#### 【公訴事実】

被告人 村岡功は、平成14年4月ころから数回にわたり、村岡功事務所等において、被告人 北尾夏樹（株式会社セーフティア일랜드代表取締役） 被告人 大本明秀（大本紙料株式会社代表取締役）両名から、D社が六甲アイランドに産業廃棄物中間処理施設を設置するに当たって、同社が神戸市から同施設の設置許可を取得できないよう神戸市に働きかけて欲しい旨の請託を受けてこれを承諾し、同年9月ころ、神戸市環境局長らに対し、D社が上記施設の設置許可を取得できなくするため許可基準を厳しくしてD社に許可を与えないようにするよう要求し、神戸市環境局長をして職務上相当の行為をさせないようあっせんし、平成15年5月中旬ころ、村岡功事務所において、北尾及び大本の両名から、上記あっせんをしたこと及び今後も同様のあっせんをすることに対する報酬として供与されるものであることの情を知りながら、現金600万円の供与を受け、もって賄賂を収受した。

### 2 事実の経緯

平成13年6月4日	神戸市環境局（以下、「環境局」という。）は、D社が提出した神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱（以下、「産廃要綱」という。）に基づく産業廃棄物積替え・保管施設に係る「産業廃棄物の処理に係る申出書」を受け付けした。その際、同社から事業拡張（産業廃棄物の中間処理施設）の意向について説明を受けた。
7月11日	地元自治会より、六甲アイランド島内の産業廃棄物中間処理施設や同施設の設置計画について説明を求める「六甲アイランド島全体の環境問題について」と題した要望書が提出された。同要望書では、同自治会として、環境が悪くなると考えられる施設の設置には反対であるなどの地元の意向が示されている。
8月5日	環境局は、地元自治会に対し、大本紙料の中間処理施設とD社積替え・保管施設の概要について説明を行った。
12月20日	地元自治会より、島内で新たな産業廃棄物中間処理業者の進出等に関して説明を求める「六甲アイランド島内の新たな産業廃棄物処理事業について」と題した要望書が提出された。同要望書では、島内で新たな産業廃棄物中間処理業者の進出反対の署名活動が行われていることや環境が悪くなると考えられる施設の設置には反対であるなどの地元の意向が示されている。

- 平成 14 年 4 月 16 日 環境局は、神戸市環境保全審議会の委員に対し、第 20 回環境保全審議会（同年 5 月 23 日）の開催日時の案内を事前送付した。
- 5 月 10 日 第 20 回環境保全審議会の開催について、会長名で各委員に正式に案内状を送付した。
- 5 月 23 日 第 20 回神戸市環境保全審議会において、2 つの諮問事項について諮問理由が示された。
- 「1. 神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について」の諮問理由）
- 本市では、一般廃棄物の処理については、従来の「焼却・埋立」を中心とした処理から、「循環型社会」の実現に向け、「減量・資源化」を推進していくこととしている。このため、今後本市において必要な一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可にあたり、そのあり方を確立する必要があるため。
- 「2. 「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」の改定について」の諮問理由）
- 「循環型社会」の実現に向け、昨今の産業廃棄物を取り巻く状況の変化に対応し、より一層の「減量・資源化」の推進及び適正処理の確保のため、平成 5 年 11 月に策定し、平成 10 年 11 月に改定した「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画」を見直す必要があるため。
- 5 月吉日 D 社北側の道路を挟んだ隣接事業者（以下、「隣接事業者」という。）から「弊社を産廃要綱に定める「隣接する土地所有者等」に該当する者と認定し、弊社の同意なくしては、D 社に対し新たな許認可を与えることのないように」という趣旨の陳情書が環境局に提出された。
- 5 月 31 日 神戸市環境保全審議会第 1 回専門部会において、「資源化施設（一般廃棄物処理施設）について」「資源化施設の設置許可にあたっての基本的な考え方について」議論された。また、産廃要綱の反映について事務局から説明し、了解を得た。
- 6 月 17 日 神戸市環境保全審議会第 2 回専門部会において、「一般廃棄物処理施設（資源化施設）設置時の住民同意のあり方について」議論された。
- 6 月 26 日 環境局長らは、同年 5 月 28 日に提出された陳情書の陳情内容について確認するため、隣接事業者を訪問した。
- 7 月 3 日 神戸市環境保全審議会第 3 回専門部会において、「神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について（中間とりまとめ素案）」が議論された。
- 7 月 12 日 中間とりまとめ案が公表された。中間とりまとめ案においては、住民同意のあり方について、「一定の範囲を定めただうえで、その

範囲内の住民を対象として同意の取得等を指導すべきである」「隣接者」とする場合の道路幅等を明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである」とまとめられ、さらに、資源化施設に対するこれらの考え方について、「産業廃棄物の中間処理施設や積替え・保管施設にも共通するため、これらの検討結果については、できるだけ早い機会に現行の産廃要綱にも反映させ、公表すべきである」とされた。

平成 14 年 7 月 15 日～7 月 26 日

「神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について（中間とりまとめ案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した。

7 月 24 日 環境局は、D 社に対し計画している中間処理施設の建設予定地の隣接事業者から陳情書が出されていることを伝え、環境保全審議会において、住民同意のあり方について検討中であり、結論が出されるまで、手続きを待ってはどうかという旨の助言を行った。

8 月 7 日 神戸市環境保全審議会第 4 回専門部会において、環境局は、パブリックコメントの意見を反映させるため、事務局案として、対象となる隣接者の範囲を「隣接者」とする場合の道路幅は 22 メートルと明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである」と示したが、「距離を説明する合理的根拠に乏しい」「専門部会では考え方のみを示してはどうか」等の理由により、答申案としての専門部会報告には採用されなかった。

9 月 2 日 第 21 回神戸市環境保全審議会において、諮問事項である「神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について」に対する答申案が審議された。答申案において、住民同意のあり方については、「一定の範囲を定めただうえで、その範囲内の住民を対象として同意の取得等を指導すべきである」「隣接者」とする場合の道路幅等を明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである」「4 車線以上の道路やそれに相当する幅の道路・河川・水路を挟む場合には、同意を不要とするべきである」と示されたが、委員から多数意見が出されたため、答申案は継続審議となった。

9 月 18 日 市会福祉環境委員会において、環境保全審議会の運営方法や諮問中の隣接同意に関して複数の委員から質疑があった。

9 月 27 日 神戸市環境保全審議会第 5 回専門部会において、答申案が再検討された。

10 月 25 日 第 22 回神戸市環境保全審議会において、諮問事項である「神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について」の答申案修正案が審議された。答申案修正案では、

住民同意のあり方について、「一定の範囲を定めただうえで、その範囲内の住民を対象として同意の取得等を指導すべきである」「同意の対象となる隣接者に関する道路等の幅については、これを明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである」「この道路等の幅については、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導実績や市内の道路の幅を十分考慮しつつ、4車線の道路を基本に一定の幅以内とすべきである」と示され、さらに「同意の取得等の指導に関する考え方は、産業廃棄物の中間処理施設や積替え・保管施設にも共通するため、これらの検討結果については、できるだけ早い機会に現行の産廃要綱にも反映させ、公表すべきである」「事前手続きのやり直しや同意取得の範囲の変更に伴う事業スケジュールの遅延などによる不利益をこうむることのないよう所要の経過措置を置く必要がある」とし、了承された。

平成 14 年 11 月 18 日 神戸市環境保全審議会より、諮問事項「神戸市における一般廃棄物処理施設（資源化施設）等の許可のあり方について」に対して、答申された。

12 月 20 日 環境局は、同年 11 月 18 日の答申に基づき、一般廃棄物処理施設指導要綱を制定するとともに、産廃要綱を改正した。改正された産廃要綱では、同意の必要な隣接者の規定について、産廃要綱第 9 条第 1 項第 2 号で定め、「当該施設設置場所に隣接（土地と土地とが直接隣接すること及び道路（私道を含む。）河川、運河等の水路（並行する道路部分を含む。）を挟むときはその幅が 28 メートル未満の場合をいう。）する・・・」と改正した。

平成 15 年 1 月 7 日 環境局は、D 社に対し、平成 14 年 12 月 20 日に改正した産廃要綱の改正内容（同意書又は協定書の取得範囲について明確化したこと）について説明した。

6 月 3 日 第 23 回神戸市環境保全審議会において、諮問事項である「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画の改定について」に対する答申案が審議された。答申案では、市民の信頼の得られる産業廃棄物処理の推進として「事業者と市民等がより円滑に合意形成を図ることのできるしくみを盛り込んでいくべきである。」と示され、了承された。

なお、当該答申案の策定まで以下のような審議経緯を経ている。

- ・平成 14 年 9 月 27 日から平成 15 年 4 月 4 日の間に計 7 回（第 5～11 回）の専門部会が開催され、中間とりまとめがまとめられた。
- ・平成 15 年 5 月 2 日から 5 月 15 日までの間、中間とりまとめに対する意見公募（パブリックコメント）を実施した。
- ・同年 5 月 21 日に第 12 回専門部会において、「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画の改定について」の答申案として専門部会案がまとめられた。

- 平成 15 年 7 月 30 日 神戸市環境保全審議会より、諮問事項「神戸市産業廃棄物処理指導基本計画の改定について」に対して答申された。
- 10 月 15 日 環境局は、D 社から産廃要綱に基づく産業廃棄物中間処理施設に係る「産業廃棄物の処理に係る申出書」が提出されたが、隣接事業者の同意書がなかったため、当該申出書を受け付けせずに預かった。
- 平成 16 年 12 月 28 日 平成 15 年 7 月 30 日の答申に基づき、産廃要綱を改正した。改正内容は、「焼却施設等の設置者は、説明会等の開催等の必要な手続きを行わなければならない」とする規定を新たに設けるとともに、「同意書又は協定書」を必要としたものから「同意書及び協定書」を必要とする旨等と改正した。
- 平成 17 年 1 月 19 日 環境局は、D 社に対し、平成 16 年 12 月 28 日に改正した産廃要綱の改正内容（「同意書又は協定書」から「同意書及び協定書」へと改正されたこと）について説明した。
- 1 月 27 日 地元自治会と D 社が環境保全協定を締結した。
- 平成 18 年 3 月 31 日 環境局は、D 社から、道路をはさんだ隣接事業者の同意書・協定書を取得したとの報告を受けた。